

平成22年6月3日(木曜日)第2回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	建設管理課都市整備室長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長(併)農業委員会事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者(兼)会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	中学校給食長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	生涯学習課一課一課委員長	片桐久志	監査委員
奥山健一	生涯学習課一課一課委員長		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第2号 第2回定例会
平成22年6月3日(木曜日) 午前9時30分開議

再 開
日程第 1 一般質問
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

高橋勝文議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におかれましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成22年6月3日(木)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答弁者
1	地球温暖化防止対策について	二酸化炭素削減推進計画の策定について 市民の認識と取組の啓発について 太陽光発電システムの普及拡大について クリーンエネルギーの小水力発電について	6番 杉沼孝司	市長
2	高齢者福祉について	高齢者地域見守り支援体制について 第4期介護保険事業計画について	5番 工藤吉雄	市長
3	災害時要援護者避難支援について	個別避難支援プラン登録について		市長
4	国の施策に対する市長の見解について	補助金削減や一般財源化が進む中市長はどのような市政をしようとしているのか 保育行政について 国民健康保険について 教育行政について	15番 佐藤暘子	市長
5	中学校給食の業務委託について	プロポーザル方式にした理由は何故か 受託者募集に1件しか応募がなかった理由をどのように考えているか 複数事業者が応募出来る条件を整え再募集する考えについて		教育委員長 教育委員長

杉沼孝司議員の質問

高橋勝文議長 通告番号1番について、6番杉沼孝司議員。

〔6番 杉沼孝司議員 登壇〕

杉沼孝司議員 おはようございます。

まず最初に、これまで私が就任してから3年幾らかになるわけでありましてけれども、こんなにたくさんの方の傍聴者の方が来てくださったということは本当に初めてで、大変うれしいことだと思います。大変御苦労さまでございます。感謝申し上げます。

まず、多くの国民の期待を受け、昨年9月に発足しました鳩山政権、残念ながらきのう鳩山総理の辞任表明ということになってしまいました。私もちょうどテレビをつけておって、その一番最初からずっとこう見させていただいたということでもあります。まずは国民生活のため、政治の停滞のないことを願っておるものであります。

私は、新政クラブの一員として、議員活動の中で多くの市民から寄せられた意見について、通告番号に従い一般質問に入らせていただきます。

通告番号1番、地球温暖化防止対策について伺います。

ことしは暖冬予想から一転、遅くまでの降雪、融雪のおくれ、低温などからか、桜の開花等が予想よりおくれ、また、昨年は新型インフルエンザの発生、ことしは宮崎県での口蹄疫の発生等で、国内、国民が混乱している。これも世界じゅうの地球全体の気候変動のあらわれかと危惧されるものであります。しかし、地球温暖化は着実に進んでおります。

そこで問題なのは、地球温暖化である。地球温暖化の原因は、二酸化炭素を代表とする温室効果ガスと言われております。特に家庭からの排出量は1990年と比べると42.5%も増加している。地球温暖化は50年前より急上昇し、2100年までの間に平均気温が5.8度ほど上昇すると予測されております。温暖化が進み気温が上がると、氷河が溶け出したり海水が90センチメートルも上昇すると予測され、海拔の低い地域では水没の危機に直面し、また、大型台風、ハリケーン、洪水等の異常気象の多発、マラリア等の感染症の拡大という悪影響が予測されております。また、食料・水資源の不足、生態系の崩壊といったおそれもあります。

さて、今、世界を挙げて取り組まなければならない問題として、世界じゅうの人と動物や生き物の命を守るために、地球温暖化の防止、二酸化炭素の削減に計画的に取り組んでいかなければならないものであります。地球温暖化がもたらす人類や農作物への影響ははかり知れないものがあることは、既に皆様も御承知のとおりであります。人類と生き物の命を守り、日本の国土を守るためにも、地球温暖化防止には私たち市民一人一人がもっと積極的に真剣に取り組む必要があるものと思っております。

鳩山総理は、昨年9月の国連気候変動サミットで、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年対比で25%削減するという目標を世界に表明しました。政府では、地球温暖化防止対策の国民運動として、家庭からの二酸化炭素削減のため、家電エコポイント制度、住宅エコポイント制度や太陽光発電の普及による「チャレンジ25キャンペーン」を展開中であり、本県でも1人1日1キログラム二酸化炭素削減運動を展開中でありまして、今、美しい地球を守るため、全国の県や多くの市町村で

は、市有施設の二酸化炭素削減のための実行計画や市全体の二酸化炭素削減推進計画を策定し、さまざまな方策で二酸化炭素削減に取り組み中であるが、本市での推進計画等の策定はどうなっているのか。また、同僚議員が前に地球温暖化について質問した際、省エネの自己評価取り組みのチェックシートが取り上げられましたが、その活用状況はどう進んでいるのか、市民にどのように認識してもらい取り組まれているのかを伺いたいと思います。

次に、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーとしての太陽光発電の普及のため、国や県で補助制度を設け、また、電力会社による余剰電力の買い取りを行うなど、温室効果ガス削減のため官民挙げて二酸化炭素の削減に取り組む、さらに市・町独自の補助制度を設け、二酸化炭素の削減に取り組んでおります。山形県内13市の中でも、既に六つの市で独自補助を実施し、二酸化炭素削減に積極的に取り組んでおります。環境に配慮し、住んでみたい、住みたいと、子育てするなら寒河江市だと思ってもらえるまち、人口減少を食い止めるためにも環境を守るまちとしての本市を内外にアピールするにおいても、二酸化炭素の削減への積極的な取り組みとして太陽光発電の普及、拡大を図るべきと思います。市住宅建築推進事業補助金では、太陽光発電装置の設置についても補助該当となっておりますが、太陽光発電装置が含まれる申請は現在何件あるのかお伺いいたします。

次に、都道府県別の自然エネルギーの自給率ランキングが発表されております。1位が大分県の25.2%、本県は6.03%で15位と、市町村別では熊本県五木村が1,599%と断トツの1位であります。本県では、隣町の西川町が174.3%で、100%を大きく超えている。ランキングの上位はいずれも小水力発電が主力となっております。本市は自然に恵まれ、最上川や寒河江川といった大河を初め、豊富な水がたくさん流れている支流や農業用水路がたくさんあります。クリーンエネルギーな小水力発電により、二酸化炭素削減に取り組むにはもってこいの地域であり、小水力発電やマイクロ水力発電に取り組むべきと思うがどうか伺い、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

杉沼議員からは、地球温暖化防止対策ということで、大きく4点ほど御質問いただきましたので、順にお答えを申しあげたいというふうに思います。

地球温暖化の問題につきましては、さまざまな議論があるわけでありまして、その影響については御案内のとおり、大型台風の発生を初めとする自然環境や生態系の変化、そして農業生産力の低下による食糧危機の到来など、さまざま指摘をされているわけでありまして、まさに地球的な、全地球的な取り組みが求められているという状況にあるわけでありまして。

こうした中で、寒河江市におきましては二酸化炭素の排出量を減らすという観点から、ごみの分別収集について県内でも最も早い時期に実施を始めたところでありまして、生ごみの減量のための生ごみ処理機購入に対する補助、さらには集団資源回収を広めるための助成、そして市報に掲載して、「あげます・譲りますコーナー」によるリサイクルの促進、そして「ノーレジ袋・マイバッグ運動」の推進などということで、市民生活の観点からさまざまな方策を講じてきたところでありまして。また、事業所に対しましては、特に今年度、村山地域地球温暖化対策協議会との共同事業として、市内の事業所や工場に専門家を派遣して、エネルギーの使用状況を診断し適切な助言をしていただく「省エネ診断」を実施する予定でございます。いずれにしても、二酸化炭素の排出量の削減については、従来にも増して一層推進していかなければならないというふうに考えているところでございます。

御質問の寒河江市の推進計画等の策定についてであります。市町村が定める地球温暖化防止に係る計画については、御案内のとおり二つの計画があるわけでありまして。一つには地方公共団体のみずからの事業において、温室効果ガスを削減するための実行計画というものを策定することになっております。そしてもう一つは、市全体の温室効果ガス排出抑制のための計画、地域推進計画というものを定めるということになっているわけでありまして。

最初の、市有施設などにおける地球温暖化対策となる実行計画についてでありますけれども、内容的には、例えば市の公用車を順次低公害車に更新していくこととか、市の施設に、先ほど杉沼議員のお話にもありましたけれども、太陽光発電装置を設置をするといった内容なども盛り込まれようかというふうに思っているわけでありまして。この実行計画については、先般策定をさせていただきました市の行財政改革指針・前期アクションプランにお示しをしているわけでありましてけれども、今年度中に計画策定の検討準備を行い、平成23年度、来年度に策定を目指していきたいという考えで今おります。

また、市全体の計画であります地域振興計画につきましては、環境省から計画策定のガイドラインというものを示されております。これによりまして、計画の内容については、まず二酸化炭素排出量の削減目標というものを定め、その目標を達成するために必要な市民生活並びに事業活動における具体的な取り組みを提示をするというものでございます。取り組みの一例を挙げてみますと、市民生活の面では、冷蔵庫には物を余り詰め込み過ぎないようにとか、自動車の使用を自粛してできるだけ徒歩や自転車を利用するといったようなこととありますとか、また、事業活動面では冷房

は28度、暖房は20度を目安に温度設定をすとか、夏はクールビズ、冬はウォームビズを徹底するといった内容が主な内容というふうになっているわけでありす。

こうした取り組みについては、寒河江市におきましてもこれまでも市報などを通じまして幾度となく市民の皆さんそして事業所の皆さんにも呼びかけてきた事柄というふうに理解しているところでありす。今年度策定を見直しを予定しております第5次の寒河江市振興計画の中でも、当然のことながら環境の問題というのは大きなテーマとして検討されていくことというふうに思っております。今後ともそのガイドラインに示された取り組み、あるいは今まで申しあげました取り組みを積極的に進めて、環境の対策というものを講じていかなければならないというふうに思っております。地域推進計画の策定については、まず何よりも市民の皆さんのさまざまな取り組みの実践状況、そして、先ほど申しあげましたとおり23年度、来年度に予定しております市の実行計画の進行状況などを勘案していく必要があるというふうに理解しております。

また、先般の新聞報道によりますと、政府は温室効果ガス削減に向けて、政府を総動員して実施をしていくんだと、こういうふうに表明しておりますし、県では今年度、山形県の地域推進計画を見直すということになっているわけでありす。ぜひ、その見直しの状況なども踏まえながら、また、国の取り組みなども勘案しながら、鋭意地域振興計画の策定を検討していく必要があるというふうに考えているところでありす。

次に、チェックシートの活用状況についてお尋ねでありす。御案内のとおり、政府は2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減するという目標を掲げているわけでありす。その中で、家庭での対策というものを一つの大きな柱に掲げているわけでありす。市民が地球温暖化に対する強い意識を持って、一人一人が温室効果ガスの削減に向けて取り組むということは大変重要なことであるというふうに認識しているわけでありす。本市におきまして、平成20年度から1人1日1キログラムCO₂削減、家庭のアクション運動というものを、県と連携をしながら取り組んでいるわけでありす。家庭の中から温室効果ガス削減運動を展開しているところでありす。これについては、一人一人、個人個人がどのような取り組みをすれば何グラムの二酸化炭素削減が果たされるかというようなことについて、さまざまな省エネ方法がチェックシートによって自己評価できるものでありす。寒河江市の中からは平成20年度については195人が参加を、そのチェックシートに参加しておりますし、21年度については227人が自己評価の参加をしているところでありす。地球温暖化に対する市民の意識は、そういった意味で年々徐々に高まってきているわけでありすけれども、さらに一層の取り組みが必要かというふうに認識しておりますので、今年度についても市報に掲載をして呼びかけるなど、引き続き積極的にPRをしていきたいというふうに思っているところでありす。できるだけ多くの皆さんに参加していただいて、この運動を進めていかなければならないというふうに理解しているところでありす。

次に、太陽光発電システムの補助についての御質問でございますけれども、先ほど杉沼議員からも御指摘ありましたけれども、寒河江市においては御案内のとおりこの4月から市民の住環境の改善、それから地域経済の景気浮揚対策の一環として、「住宅建築推進事業」というものを実施いたしました。太陽光発電装置の設置についても補助対象としているところでありす。先般の市政報告でも申しあげましたけれども、5月24日現在で、この「住宅建築推進事業」については114件の交付申請申し込みがあったわけでありすけれども、その中には太陽光発電装置に関する申請というも

のではありませんでした。しかしながら、電話での問い合わせが数件ありましたので、これから何件かは太陽光発電装置を伴う申請も出てくるのではないかとこのように期待をしているところであります。

最後に、クリーンエネルギーの小水力発電についての御質問でございましたけれども、地球温暖化対策を推進する上で、石油代替エネルギーあるいは自然エネルギーとして期待されるものは、御質問のあった太陽光発電それから小水力発電のほかに、風力発電、地熱発電、バイオマス発電というようなさまざまなシステムがあるわけでありまして、小水力発電、マイクロ水力発電、取り組むべきではないのかというような御提案でありますけれども、御指摘のとおり、寒河江市そして西郡全体は豊かな水資源に恵まれた地域でもありますので、十分参考にさせていただいて、他の事例なども参考にさせていただいて、今後こうした自然エネルギーの活用について大局的に検討をしていく必要があるというふうに理解をしているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 第1問に対する御答弁ありがとうございました。

それで、市有施設の二酸化炭素削減計画について、先ほど御答弁ありました寒河江市行財政改革指針、アクションプラン、これによって23年度に作成するということではありますが、できるだけ早く策定し、温暖化防止のため二酸化炭素削減に取り組んでいただきたいというふうに思います。それでなくても、減らそうとしてもふえている状況にある中でありますので、まず市民に手本を示すというふうな意味からも、市の方で早く実施をしていただきたいものだというふうに思います。お願いをしておきたいとします。また、市の全体の計画につきましては、県の計画見直しや、よその市とか国の動きというものもあるわけでありまして、検討するということですが、これらもやはり早く策定し実行する必要があるわけでありまして、よその市や何かにとられることなく、早く進めていただきたいというふうに思っております。

特に、県では家庭より排出される二酸化炭素は、県全体の排出量に占める割合が20.9%となっており、そして2006年度よりも増加しているというふうに分析をしております。東京都のある市では、家庭の二酸化炭素排出量を把握するために、市内の全2万8,000世帯に環境家計簿というものを戸別訪問で配布して、そして回収して全体量をきちんと把握するというふうな温暖化防止対策に、計画に活用するというふうなものもございます。本市においても、できるだけ早く策定をしていただきたいわけでありまして、計画策定するに当たりましては、特に家庭よりの排出量の抑制のためにも、その排出量の把握をより実効性のある計画の策定にさせていただくためにも、把握をしていただくようお願いをしておきたいとします。

さらに、二酸化炭素削減に対する市民の認識と取り組みの啓発についてでありますけれども、先ほどありました1人1日1キログラム二酸化炭素削減運動、これらの運動に227人の参加があるようではありますが、本市の世帯数から見ますと2%弱というふうに思われます。県内の他のまちでも相当多く、この前の新聞報道ですと八百何人ですか、寒河江市よりも若干規模の小さいところでもそのような参加人数というか取り組みが行われておったようであります。もっと多くの市民が気軽に簡単に参加しやすいようなチェックシートを作成し、参加率の向上に努めていただきたいというふうに思います。

次に、地球温暖化防止対策の上で最も有効である施策の一つが、住宅用太陽光発電システム導入に対する補助であると思われま。現在本市が実施している住宅建築推進事業の中に、先ほど御答弁ありました太陽光発電装置設置に対するメニューが盛り込まれておりますが、利用されている人がゼロだと、若干の電話での問い合わせ等があるということでありまして、

_____、その中ではなく二酸化炭素削減という名目で独自に切り離して補助制度を設けるべきではないかなというふうに思います。例えば、その際には、これも参考例でありますけれども、埼玉県の宮代町の制度は、補助金として支払われるのではなく、町内の商店で買い物をした場合に限り領収書を持っていけば最大5万円が支

払われるというようなユニークな取り組みをしている事例もあります。こういったものを参考にし
てはどうかかなというふうにも思うわけであります。二酸化炭素削減と地域経済の活性化と二重
の効果があるものと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、小水力、マイクロ水力発電等の自然エネルギーの活用についてでありましたが、これらに
つきましても、風力とか地熱、バイオマス発電、さまざまな自然エネルギーというかクリーンエネ
ルギーの発電種類はあるわけでありますけれども、さらには当地域が水の豊富なところと、これか
らも総体的に検討というふうなことでありましたが、やはりこういう自然エネルギーの活用につい
ては、最も二酸化炭素削減については有効なものではないかなというふうに思います。上下水道を
利用した発電、上水道や下水道を利用したもの、これが首都圏でさえ58カ所ほどあるようでありま
す。資源エネルギー庁によると、小規模水力発電の適地は全国に1,609地点あるそうでありま
す。そのうち未利用地1,389地点あるとっております。地球温暖化防止のため、ぜひ自然エネルギー
の活用についても前向きに御検討いただくことをお願い申し上げまして、第2問といたしたいと思
います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何点か御質問いただきましたので、お答えを申し上げたいというふうに思いますが、地球温暖化の防止策そして環境問題というのは、何回も申し上げましたとおり非常に大きなこれからのテーマでありますし、行政としても積極的に取り組んでいくというふうに考えているところであります。先ほど答弁しましたけれども、実行計画、市みずからの事業それから市有施設の二酸化炭素排出量の抑制計画、実行計画については、できるだけ早く23年度、つくっていきたいというふうに思いますし、それを一つの起爆剤というんですか、それをきっかけにしてさらに市全体の推進計画の策定につなげていくということも、やっぱり視界目標として実施をしていきたいというふうに考えております。それと同時に、計画ができてから実行するというだけでなく、日常的にというんですか、これまでもいろいろな対策を市民の皆さんにも御協力をいただいているわけでありまして、チェックシートについても、そういう観点で県の方とも連携をしながら進めてきているわけでありまして、先ほど申しましたが、議員も御指摘のとおり、なかなか市民の皆さんにもまだ利用する方々が少ないというのも実態でありますし、ここにあるわけでありましてけれども、これはやっぱり一応登録をして申請をしてするというこの手続上のいろいろな煩雑さなどもありますし、市報などを通じてこういうチェック項目を掲載をして、そしてみずから家庭にいながらチェックできるような啓発というんですか、そういうことについても今後検討して進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、住宅用の太陽光発電については、まだ住宅建築推進の事業の中では申請がないわけでありましてけれども、いろいろ独自に各自治体で太陽光発電の助成措置を、国、県に上乘せをしてやっているというのもあるわけでありまして。ただ、現状の補助の割合、補助の額からすると、この住宅建築の助成の、住宅建築補助の割合については遜色のない制度ではないかというふうに思いますから、また、先日可決していただきましたので、さらに我々としても太陽光発電の設置についても住宅建築の事業の推進の中で大いにPRをしていきたいというふうに思っているところであります。先般の宮代町での事例などは非常にユニークな制度だというふうに思いますので、さまざまな面での波及効果というものを期待できるというふうに認識をします。我々としてもいろいろ調査をさせていただきながら検討していきたいというふうに思っているところであります。

それから、水力発電、小水力、マイクロ小水力発電についても、先ほども申し上げましたけれども、これからのクリーンなエネルギーとしては大変将来性もあるのではないかという認識を持っておりますから、その辺は今すぐというわけにはなかなかいかないわけでありましてけれども、研究をしながら、その可能性について調査をしていくということが必要かというふうに認識しているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 大変ありがとうございました。

太陽光発電についても検討されていくということでありましてけれども、まず、市独自の補助について、これも市、特に山形市の参考例でありますけれども、テレビでコマーシャルまで出しているというふうなこともございます。ひとつ温暖化防止に対する気構えというようなものが違うのかな、

それにも負けないで当市においてもそういう気構えを持っておるとしますので、ぜひ積極的に取り組んでいただければありがたいというふうに思います。これらをお願い申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。

工藤吉雄議員の質問

高橋勝文議長 通告番号2番、3番について、5番工藤吉雄議員。

〔5番 工藤吉雄議員 登壇〕

工藤吉雄議員 おはようございます。

大勢の傍聴者の皆さん、どうも御苦労さまでございます。

私は、新政クラブの一員として、また、次に掲げる高齢者福祉問題に関心のある市民を代表して質問します。答弁よろしく願いいたします。

生活の多様化、個々の生活の尊重、核家族化の進展、こうした社会意識変化の中、メディアに登場する孤独死あるいは無縁死とかの話題は、都会にだけにあるものと考えていました。しかし、こうした事柄は、山形にそして身近にあるものだと知らされた事件がありました。

その1に、ひとり暮らしの女性、80歳代で、先ごろまで元気な姿で生活されているところを近所の方は見かけていると言われております。しかし、数日間姿が見えないので、近所の方が訪問してみたが反応がなく、ポストに数日分の新聞がそのままの状態にありました。遠くにいる縁者に連絡、警察の手により家の中に入ってみたら死亡していたということです。警察調べによれば、脳内血管障害原因による気絶、そのまま3日ほど呼吸を続けられてから死に至ったと発表されております。死後3日ほど後に発見に至ったとのことです。結局、1週間ほど経過してからおかしいぞと気づいたのです。

その2、親子2人世帯、高齢者と障害者での出来事であります。息子が呼吸困難に陥り身動きができない状態にいるのを、近所の方により発見。救急車にて病院へ緊急搬送され、生死の境をさまようような状態になりました。残された母親は、薬を常時服用の必要がありました。90歳を超えていることを知っている近所の方々は、朝、昼、晩と見舞ったところでございます。これまで息子頼りの服薬でありました。一人きりになり、不適切な服用となり、ぐったりしている状態で近所の方により発見。病院に救急車で搬送されました。医師は一時的な薬あたりのようなもので、身体的には問題ないから帰ってよいと、しかし、同じことが次の日にも起こり、無理やり入院をお願いしたところでございます。彼らの世話を頼める親戚、身内が近しくなく、遠くにいることはわかっていましたが、住所、電話番号などがわからず、連絡のとりようがなかったので、とりあえず近所の人々によって2人の入院等々の手続を行ったところでした。

市の福祉状況調査によれば、前述のようなケースになり得るかもしれない状況にある世帯が、年ごとに増加しているのがうかがえます。65歳以上ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者のみの世帯でいえば、平成20年には1,672世帯、平成21年には1,700世帯、ことし平成22年には1,837世帯であります。核家族化が進み、高齢化が進み、結果今は80歳以上のみの世帯も多く見受けられます。私は、議員活動の中で、次のようなことが複数回ありました。「お母さん、しばらく見えなかったようでしたが何かありましたか」と尋ねたら、「少しくあいが悪くなったので、半年ばかり娘のところまで世話になってきた。今はよくなったので1人でも暮らせる」とお話ししてくれました。しかし、前述の事例にも述べているように、きのうは元気な姿を見せていたが、きょうはどうかわからない。倒れているかもしれない。そうでないかもしれない。例二つを通して考えると、死なな

くてもよい命がなくなったのではないのか、死線をさまようような思いをしなくても済んだのではないのか、もしここに何かしらの手があったらと思うのです。

平成22年度市政運営要旨の中に、「安心して暮らせる長寿社会を目指し、地域での見守り支援の体制づくりを実施」とあります。今、一生懸命準備されていると思いますが、見守る必要のある世帯数の推移、そして地域見守り支援の方策を伺います。

だれもが元気で健康な姿で年を重ねたい。そのための支援事業、種々たくさんのメニューがあります。特に、高齢者ふれあいサロンについて抜き出せば、新佐藤市長になってから急激にその数が増しております。平成19年度22団体、平成20年度24団体、平成21年度49団体と、地域公民館において積極的に実施されているのはうれしく思います。なるべく多種の事業に参加し、心身とも健康でありたいと思うものです。

しかし、介護が必要になってしまう方のあられも現実であります。当市において、認知症も年ごとに高齢者認知症率が高くなっており、昼夜逆転、台所よりの危険、家族も疲れるのよと、話してくれる方もおられます。前例にも述べましたが、見た目には健康であっても毎日飲んでいる薬さえ不適當な服用をしてしまう、これが実態であります。このような中、施設入所待機者も大勢おられると聞きます。第4期介護保険事業計画で、特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム等の施設整備はどの程度まで進んでおられるか伺います。

身近での事件を目の当たりにして、私なりに感じたことですが、支援対象該当世帯のうち、高齢者夫婦世帯、その他の高齢者2人世帯は、2人であるから支え合い生活が成り立っているということです。考え方をもう一つ別な方向に向けたとき、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、その他の高齢者2人世帯にとって、ある日突然起こり来る緊急事態のときはどうするのでしょうか。例えば自然災害が起こったときなどは、どうすればよいのでしょうか。個々のプライバシー保護に努めなければならないとは思いますが、少なくとも防災関係者、自治組織の長は知っている必要はないのでしょうか。該当世帯とその事情を知らずして、初動対応はなし得ない気がします。知っていればこそ、日ごろより心配りができるのだと考えます。緊急通報装置を取りつけても、その周辺の認識がばらばら、または知らなかったでは力を発揮するに半減してしまうと思います。当市では、昨年市報10月20日号にて、災害時要援護者避難支援、個別避難支援プランに登録のすすめの広報が出されました。登録対象者の中の一つに、65歳以上高齢者、その中でひとり暮らし高齢者世帯、高齢者世帯とあります。さきに述べている事例対象世帯と全く同じであります。現在、個別避難支援プランに何世帯の登録がありますか。そして、この登録を地域見守り支援に活用できないのでしょうか。以上のことを伺って第1問とします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 工藤議員からは、高齢者福祉をめぐる問題、そして災害時の要支援者避難支援についての御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいというふうに思います。

まず、高齢者福祉の問題についてでありますけれども、御案内のとおり寒河江市におきましても少子高齢化、人口減少化というものは進んでいるわけでありまして。今年3月末現在では、高齢化率は26.3%というふうになっているわけでありまして。こうした状況の中で、高齢者の孤立化、そして病気や介護不安によるストレスなど、高齢者の方が住みなれた地域で生活をしていく上で、さまざまな不安そして課題というものが表面化してきているのが現実ではないかというふうに思います。孤独死それから無縁死という工藤議員、事例を挙げてお話しになりましたような最悪の事態というものは、何としても避けなければなりません。そしてさらに、さまざまな不安、課題というものを取り除いて、すべての高齢者の皆さんが、多くの市民の皆さんの支え合いによって安心・安全に暮らしていける地域社会を目指していくということが必要であります。そのためには、もちろん行政のみならず、地域の方々、住民の方々がお互いに協力し合う、そういう仕組みづくり、取り組みというのがやはり必要不可欠であろうというふうに認識しているところであります。工藤議員も御指摘でありますけれども、そのためには公的な機関による見守りのみならず、最も身近な隣近所の皆さん方を含めた、そういうふだんの見守り、支え合いというのが、やっぱり大変重要ではないかというふうに認識しているところであります。御指摘のとおりだというふうに思っているところであります。

まず、御質問にお答えしたいと思いますが、見守りの必要な世帯数の推移ということでありましてけれども、先ほど工藤議員が御披露いただきましたけれども、65歳以上の寝たきりの方、ひとり暮らしの方、それから高齢者夫婦の方そして高齢者のみの世帯という御披露がありました。我々としては一つの目安として、認知症の方、世帯というものを加えた数字を見守りが必要な世帯というふうにとらえているところであります。これは延べ人数になるわけでありましてけれども、平成18年は1,648世帯、平成19年は1,689世帯、20年は2,035世帯、21年は2,033世帯というふうになっているわけでありまして。増加傾向にあるというふうに認識しているところであります。こうした方々への地域見守り支援の方策でありますけれども、これまでもさまざまな支援体制というものはとられてきているのは御案内のとおりであります。一つには民生児童委員の方々の日常活動による見守り、さらには在宅介護や介護予防サービスの利用者の方、約1,000名おられますけれども、その方々については、担当ケアマネジャーを通しての見守り、さらにはふれあい給食による週3回の定期的な配食による安否確認、106世帯の方を対面の配達で健康状態も含めて見守っているというわけでありまして。それから、お話にもありましたけれど、ふれあい元気サロンについても、今年度はさらに4カ所ふえて53カ所です。2,407名の方が参加されるということでありまして。会員相互の見守りとして有効に機能しているのではないかというふうに考えております。さらには、介護士資格を有する特定高齢者指導専門員によりまして虚弱高齢者の方、291名ほどいらっしゃいますけれども、訪問見守りも行っているわけでありまして。さらに、今年度設置をいたしました長寿推進員によりまして要支援高齢者宅の直接訪問による状況把握、見守りというものを進めようとしているわけでありまして。先

ほど申しあげましたとおり、仕組みづくりというものも大事でありますので、今年度、民生児童委員の方、それから交番の駐在所の警察官の方、そして地域包括支援センターとの情報交換のための見守り支援会議というものを各地区民生児童委員協議会単位につくろうということで予定をしているところであります。

しかしながら、これで十分ということにはならないわけでありまして。議員の事例もありましたけれども、ぜひそういったことを予防していく、防止をしていくというためには、縦の支援だけではなくて、面的な支援、要するに地域全体、地域としての支え合うシステムづくりというものがやはり必要になってくるのではないかというふうに思っています。御案内のとおり、今年度寒河江市の地域福祉計画というものを策定する予定にしております。この計画の中で、これまでの公的なさまざまな、先ほど申しあげましたとおり、そうした見守りに加えて、やはり地域の皆さん、もちろん民生児童委員の皆さんも含めてですけれども、そうした地域の皆さんの全体での見守りのシステムづくりを取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。そうした方向性の中で、今年度はその手始めとして、認知症高齢者見守り事業とその一環として柴橋地区において地域見守りのネットワークの構築に向けた取り組みを実施をしていきたいというふうに考えています。そして、実施検証をした上で、さらに他の地域にも拡大できればというふうに今考えているところでございます。御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

次に、介護老人福祉施設の整備状況についてお尋ねがございましたが、御案内のとおり第4期の介護保険事業計画は、平成21年度から23年度までの3カ年計画であります。その中においては、一つは在宅の介護サービスは、デイサービス、通所介護を中心に、利用者数は増加するであろうというふうに見込んでいるわけでありまして。また一方、介護施設整備につきましては、本年度、特別養護老人ホーム長生園で20床の増床、来年23年度においては、特別養護老人ホームしらいわで30床の増床の建築着工が予定されているところであります。また、認知症対応型共同生活介護施設、グループホームでは、あしたばさんの方で今年度1ユニット9床の増床というものを予定されているわけでありまして。ほぼ計画どおり進んでいくのではないかというふうに認識しているところであります。

次に、災害時の要援護者避難支援について御質問がございましたので、お答えをしたいというふうに思います。平成16年度、新潟県中越地震において、高齢者等災害時要支援者の方が大変犠牲になられたというケースがあったわけでありまして、国においては翌平成17年の3月に避難支援のガイドラインというのを定め、また県の方でも平成17年の12月に支援指針というものを定めているわけでありまして。こうした国、県の対応を受けて、市の方でも21年に要援護者の避難の支援計画というものを定めたところであります。この計画に基づいて、自力で避難できない要援護者の方々、いわゆる要介護者の方、それからひとり暮らしの高齢者の方、御指摘ありましたけれども、そのほかもちろん障害者の方、さらには日本語にふなれな外国人の方などを対象にして、個別避難支援プランに登録していただいて災害に備えることとしたところでございます。このプランでは、登録者の避難誘導さらには安否確認に活用していくために、避難支援者や各関係機関が登録者の個人情報というものを共有することになっております。この登録については、先ほど御指摘がありましたけれども昨年10月20日号の市報に掲載をしたわけでありましてけれども、ことし5月末現在では715名の方の登録があったわけでありまして。登録者名簿については、現在市それから各地区民生児童委員の方が情報を常時共有をして、万一の災害に対応すべく準備をしているという状況にあるわけであり

ます。この登録について、地域見守り支援に活用できないかというような御提案でありますけれども、民生児童委員の方々の御協力をいただきながら、その辺のところは今後いろいろ工夫していければというふうに我々も考えているところであります。よろしく御理解のほどお願いを申しあげたいというふうに思います。

以上であります。

高橋勝文議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 第1問に対しまして、丁寧な御答弁いただきましてどうもありがとうございます。なかなか高齢者福祉と申しますと、一口で語れないというか、多岐にわたっての部分があるということで非常に難しい問題があるなというふうに感じるところでございます。私は、以前どこかの山間の村で、ひとり暮らし高齢者の無事の確認に庭先に毎日の日課として赤い旗を掲げるというような報道を見た記憶があります。前近代的な方法ながら、元気で健康でなければできない旗揚げ作業がなされていたと、最も確実な確認作業だというふうに感じておりました。

当市においても、緊急通報装置146台が貸し出されているようですけれども、これは無事の確認ではなく、無事ではない、助けてくれの装置かなというふうに考えるのであります。やはり、今御答弁いただきました内容のように、見守りは絶対必要だというふうに考えるのであります。事例では、高齢者1人世帯の孤独死による余りにも悲しい旅立ちと、高齢者2人世帯に類する世帯で、1人が事故に遭えばもう1人の家族も事故に遭うような、全く典型的なような事例でありました。こういうふうな世帯こそ、日々安定した日常となるように考えるべきかなというふうに思うところがあります。見守りが必要な世帯を把握決定するには、どのような方法をとっておられるかを伺います。現在の社会はプライバシーを大切に、個人を守ることが前提ではありますが、やはりなるべく多くの方々に事故に起きてもらわないように、こうした制度を理解して自発的に申し込みができるような形にできないものかなというふうに思うわけですが、この点をどういうふうにお考えなのかを伺いたいと思います。

それから、ウォーキングで体力増進、健康保持、多くの方々の姿を見受けられますけれども、市としても数多くのメニューをもって介護予防事業を図っておられるのは非常にうれしく思っているところであります。同時に、先ほどお答えいただきました施設整備は特別養護老人ホームの50床増、認知症対象型グループホームは1ユニット9床増というふうなことで、要介護家族を持つ世帯としては非常にうれしい朗報となると思います。しかし、5年後には戦後ベビーブーム世代、団塊の世代、昭和22年から24年までの方々のお生まれになった年齢になりますけれども、5年たつと全部、全員が65歳を超えるわけです。そうすると、いや応なしにも高齢化率が今よりもぐんと上るというふうに、すぐいろいろな形になるというふうなことではないけれども、数字的なものでは非常に高いものとなるというふうに考えます。施設のさらなる充実あるいは認知症への理解、対応の充実を図らなければならないというふうに考えるわけですが、こうしたことを踏まえまして、今後の計画の予定などはおありなのかを伺いたいと思います。

そして、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者のみの世帯の支援の実例の中から考えてみました。地域見守り支援、個別避難支援、このプラン、考えてみますと全くサービスを受ける側、言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、サービスを行う方の側、サービスを受ける方の側、全く同じではないかなというふうな気がするわけです。いろいろ制度的な法的な問題もあろうかと思いますが、先ほどその辺を工夫して利用というふうな御答弁いただきましたけれども、この辺あたり前で活用できるような、利用できるような道はないかというふうなことを伺いまして、第2問としたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何点か御質問いただきましたので、順次お答えをしたいと思いますけれども、まず、見守りが必要な世帯の把握の方法についてはどうかという御質問でありますけれども、現在は基本的には民生児童委員の方々による実態調査というものに基づいて把握をしているというのが現実であります。さらにそれに加えて、介護でありますとか医療リスクの高い75歳以上のひとり暮らしの方々については、高齢者実態把握調査というものを包括支援センターの調査、そして市内の居宅介護支援事業所の委託調査という二つの調査をもとにして実態調査をしている、そして詳細を把握しているということになります。そういった見守りについて、できれば自発的な申し込みがあるような仕掛けをつくれぬのか、そうすべきではないのかというような御指摘でありますけれども、我々としては、できる限りそういう方向で進めて、手を挙げていただければいいわけでありますけれども、なかなか現実的には手を挙げる人というのは大勢はいらっしゃらないのかなというふうに思っているところであります。いろいろ工夫をしてみたい、検討してみたいなど、考えてみたいというふうに思います。

それから、介護保険の関連施設のさらなる充実ということになりますが、御案内のとおり高齢化率というものは進んでさらに高まっていくだろうというふうに思います。御案内のとおり、国が定めた基本的な指針というものに基づいて整備が図られるということになるわけでありまして、さらなる施設入所に対する需要というものも高まってくるであろうということは容易に想定されるわけでありまして。県の方でも、次期の計画策定に当たっては、やはりそうした状況を踏まえて柔軟に対応していく必要があるのではないかというような認識を持っているというふうに聞いておりますので、我々としても現実の課題それから今後の動向などを踏まえながら、また、寒河江市にあります高齢社会の支援計画検討委員会というのがありますが、そこの中でいろいろな御議論をいただきながら、今後の新しい計画の策定に反映させていただければというふうに思っているところであります。

それから、最後に、一つの情報で制度が違う二つのサービス、見守りと個別避難支援プランについて共有できないかということになりますけれども、やはりそのプライバシーの問題というものもありますから、その辺はいろいろ検討していく必要があるというふうに思います。そして、必ずしも、先ほど申しましたけれども、対象者が全く同じということでもないわけです。災害の避難についてはやっぱり障害の方、それから日本語が達者でない方なども含めて、そういう要支援、要介護ということになる、支援者ということになるわけでありまして、必ずしも情報が全くイコールではないわけでありまして、その辺いろいろ工夫してみたい、いろいろ研究をしてみたいというふうに思っているところであります。いずれにしても、そういうネットワークをつくっていくということが重要でありますので、そして多くの方がそういういざというときのための安全・安心を確保していくというのが最終的な我々の目標でありますから、そこに達成できるようなシステムというものをやっぱり構築していくために一層努力をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 どうもありがとうございます。やはり、この問題、一口で語れない部分が非常にあるというふうに感じるわけでありまして。なるべく多くの支援を受けなければならないというような方々に、どういうふうにしてみんなで目を向けていくかというふうな認識が大事なのかなというふうに感じたわけですが、とにかく、年ごとに、先ほども言いましたけれども増加する高齢者というふうなことで、こうした方々に保健、健康の健の方の保健、それから介護、医療、福祉、それから防災の面からも、とにかくみんな注意を払っていかなければならないかなというふうに思います。そういう意味で、ますます福祉の関係にありましては、包括支援センターのさらなる充実というふうなことに目を向けていただきたいものだなというふうに感じたところであります。そして、先ほど答弁の中にもありましたが、今から策定しようとしている地域福祉計画、この部分に十分考えていただきたい。私、こうして質問させていただいて、この文章をつくるに当たりまして、どうしても制度、制度の間に、ちょっとここにひっかかるけれども、でもまだバンとぶつかってこない、該当しない、ではこっちの制度ではどうかなと、いや、ちょっとこれもまだちょっと足りないなと、いわゆるすき間に当たる方々にも目が向けられるような制度となるように、地域福祉計画を考えていただきたいというふうに強く期待して、私の質問等終わります。どうもありがとうございます。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員の質問

高橋勝文議長 通告番号4番、5番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 本日最後の質問者となりました。私は、日本共産党の議員として、日ごろ接している市民の皆さんから、早く景気をよくしてほしい、仕事がなくて困ったという切実な声を聞くたびに、国の政治がよくならなければどうにもならないと思う一方、市政に携わる議員の一人として責任の重さを痛感しています。

市長は、4万市民の命や暮らしに責任を持つ行政の長として、国の施策に対してどのような見解をお持ちかを伺いながら、具体的な寒河江市の施策について順次伺ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

前政権が進めてきた構造改革路線のもと、「官から民へ」の規制緩和が一気に進み、「民間でできるものは民間で」、「経済効果の上がないもの、効果の悪いものは切り捨てる」、「競争に負けていくのも自己責任」といった新自由主義政策が進められてきました。さらに、リーマンショックの影響は、戦後最大の不況と失業者を生むこととなりました。一昨年来、大きな社会問題となった「派遣切り」による失業者の増大は、規制緩和という国の政策によって生み出された最大の弊害と言わざるを得ません。国民の期待を集め誕生した鳩山首相がきのう辞任をし、政局は一層混迷を深めることとなりました。この間、地方自治体の財源として最も頼りとなる地方交付税や補助負担金などが軒並み削減され、地方自治体の財政を圧迫しています。保育行政でいえば、04年度より公立保育所運営費国庫補助負担金が一般財源化されました。保育需要の増大で、都市部を中心とした待機児童が急増し、国はこれらの対策として、保育所を新たにふやす対策をとらず、入所定数を大幅に規制緩和して、国の責任を地方自治体に転嫁する対策をとってきました。

子供を育てるのには、単に安上がりであることや効率を優先させるのではなく、さまざまな環境に置かれている子供たち一人一人が尊重され、大事に育てられなければなりません。国の方針が変質する中であっても、自治体は住民を守る立場をしっかりと堅持し、責任ある施策を行うべきと思いますが、市長はどのように考えられるか伺います。

次に、国民健康保険について、これまでの国の施策について伺います。国民が今一番負担を感じているのが国民健康保険税です。国民健康保険は、国民健康保険制度の根幹をなすもので、医療を受けるためになくてはならない制度です。しかし、加入者は農業や自営業者、年金受給者や職を失った人など、被用者負担を受けない人たちであり、最も負担感の重い税となっています。厚生労働省の国民健康保険の実態調査によれば、国保加入者のうち職を持たない無職者の割合が1980年代半ばは2割強であったものが、近年では6割近くにふえており、国民健康保険に加入している世帯の収入に占める保険税、保険料の割合が、被用者保険、つまりサラリーマン世帯の保険料の倍以上になっているという調査報告があります。さらに、国保財政への国の負担割合も法改定のたびに引き下げられてきたことも、国保財政悪化の大きな要因と言われています。国は、国保税を払わない人からは保険証を取り上げ、短期間の保険証しか発行しないなどの制裁措置を義務づけましたが、このことが未納や滞納をなくす解決策にはならず、医療が受けられずに重篤化したり、逆に医療費を

ふやしているといった事例も聞かれます。

医療はお金の有無で制限されることなく、だれもが生きる権利として保障されなければならないと思います。国保はその最後のとりでであり、国がそれを支えなければならないと思います。多額の保険料が払えなければ利用できない現在の国保は、憲法25条の趣旨からも逸脱するものであり、国民の命を守る社会保障として国が十分な財政負担をすべきであり、市長は市民の命を守る立場として、そのことを強く求めていくべきだと思います。さらに、国保制度を国民の生活実態に見合ったものに変えていく必要があると思いますが、市長の見解を伺います。

これらのことを踏まえて、寒河江市の保育行政、国民健康保険について順次質問させていただきます。

初めに、保育行政について伺います。寒河江市では、これまでみなみ保育所、にしね保育所の2カ所を指定管理者制度に移行してきましたが、同じ市立保育所ではあっても、子供たちを保育する保育士の待遇や身分が違ったり、共通した保育認識がなかったりするならば、子供たちにとって好ましいことではないと思います。これ以上の指定管理者による保育は進めるべきではないと考えますが見解を伺います。さらに、待機児童の解消や乳児保育の需要にこたえるには、保育所の増設とか増築など、子供たちにとって快適な居場所づくりに力を尽くすべきと考えますが、見解を伺います。

次に、国民健康保険について伺います。私は、以前市立病院の医療費滞納対策として、国民健康保険法44条に基づく寒河江市独自の医療費の一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の制度を適用してはどうかと質問しました。この質問に対し、市長は、条例にはあるがそれを運用する要綱がないので、国の方のマニュアルができれば運用したいと言われました。山形県では、庄内町が初めて要綱を作成し、今年の4月から医療費の一部負担金の減免制度を実施することになりました。寒河江市でも医療費の一部負担金減免制度を実施することについて、市長の見解を伺います。

二つ目に、国保会計に対する一般会計からの法定外繰入についての考え方を伺います。

寒河江市の国保財政は、基金を取り崩し、ぎりぎりの運営をしていることは、皆様も御存じの通りです。しかし、分母となる加入者の所得水準が非常に脆弱なため、ふえ続ける医療費を賄うための税収がなかなか上がりません。それでも大部分の人は、生活を切り詰めて必死の思いで納税をしているのです。そういった努力をしてもなお払えない人、滞納する人がふえています。できるだけ国保税負担を軽くし、なるべくみんなが払える国保税にすべきだと思います。ことし山形市が大幅な値上げ、1人当たり平均19.8%をしましたが、市が一般会計から法定外の繰り入れ4億5,000万円をして、値上げをできるだけ抑える方法をとりました。寒河江市でも一般会計からの法定外繰入をし、国保財政の健全化に努めるべきではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、教育委員長に質問いたします。

就学援助について、長引く不況のもと生活困窮者が増加しています。経済的に困難な家庭の子供もひとしく教育を受けることができるよう国の就学援助の制度がありますが、教育委員会では経済的な理由で子供たちの教育が妨げられることのないように、就学援助についても積極的に取り組んでこられました。資料によりますと、寒河江市の平成20年度の要保護該当児童生徒はゼロ、準要保護児童は小学生127人、中学生79人、合わせて206名となっているようですが、現在の該当状況はどうなっているのか伺います。

次に、2005年度より準要保護児童生徒への国庫補助がなくなり、国庫補助があるのは要保護児童生徒の修学旅行のみとなり、国からの補助金が大幅に削減されたと聞いています。そのことにより、準要保護児童生徒への認定基準を変更したということはないのかどうか伺います。

2005年の法改正により、寒河江市の要保護、準要保護児童生徒への援助の内容は、法改正前と比べ変わったのかどうか、変わったのであればどのように変わったのか伺います。

文部科学省は、2010年4月から要保護児童生徒の就学援助金の対象費目を拡大し、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費について国庫補助対象にすることを発表たとあります。その理由は、新学習指導要領で部活動も教育活動の一環として位置づけることを挙げています。準要保護児童生徒に対しても拡大した対象費目が一般財源化されるとしていますが、寒河江市ではどのような対応をされるのか伺います。

次に、私立高等学校等補助制度について伺います。寒河江市の私立高等学校等学費補助制度は、平成5年、私立高校に通う生徒の授業料を補助することを目的に制度化されたものであり、公立、私立間の授業料の格差を少しでも埋めようと所得に応じて支給されてきたものです。この間、該当要件を緩和したり、額を引き上げたり充実を図り定着してきたところですが、新年度の予算から消えているのはなぜなのか、理由を伺います。

親の失業など経済的に困難を抱えている子供たちがふえている中、この制度はぜひ復活させるべきと考えますが、教育委員長の見解を伺います。

次に、中学校給食の業務委託について伺います。5月21日の議員懇談会で、中学校給食業務委託についての報告をお聞きしました。この業務委託にプロポーザル方式を採用したことの理由を伺います。

次に、受託者募集に1件しか応募がなかったことを、どのように考えておられるのか伺います。意向調査に当たっては、市内3件の事業者から参加の意思があったと聞いているところですが、その後4月21日の説明会には4社が参加されたと聞いています。なぜ応募まで至らなかったと思われますか。教育委員会が業務委託をするに当たり、できるだけ質の高い内容の業務委託をと考えておられることはわかりますが、応募者が1社しかない中では比較することもできないし、例えば応募した業者の提案内容などがいまいちといった内容であっても、その業者に委託せざるを得なくなるのではないかと考えられますが、そうなった場合の委託をどのように考えておられるのか伺います。また、競争する相手がないことによる弊害はないのかどうかお聞きします。

今回の公募に当たっては、できれば市内の業者で、顔が見え安心できる事業者をと願っていましたが、市内の事業者に限定したことや、設備投資に相当なお金が必要ということで踏み出せなかった事業者もあるのかと思いますが、募集範囲を山形、天童周辺まで広げるなどして再募集する考えはないのかどうかお伺いいたします。

以上、お伺いいたしまして第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 私からは、保育行政そして国民健康保険についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、保育行政についての私の基本的な考え方という御質問でありましたので、お答えを申し上げたいと思いますが、私は立候補をした際にも申し上げているわけでありまして、子供からお年寄りまで安心してそして元気に暮らせる寒河江の未来をつくっていかうということで当選をさせていただきました。とりわけ寒河江の宝であります子供たちが、すくすくと健康にそして明るく安心して暮らせる社会、子育て支援というものには、やっぱり意を用いていかなければならないというふうに思っているところであります。そうした意味で、保育行政の推進につきましても、さらにこれまで以上に充実、強化をしていく必要があるというふうに認識しておりますし、寒河江の将来を担う子供たちが、やはり今後とも寒河江を愛しそして思っていていただいて寒河江をよくしていただきたいという願いでいっぱいあります。そうした基本的な理念を持ちまして、保育行政の推進に取り組んでいるところでありますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

具体的な御質問にお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、保育行政の推進でありますけれども、御案内のとおり市内の乳幼児施設については、7カ所の公立保育所があるわけでありまして、ことし4月現在では666名の児童が入所しているわけでありまして、また、民間の就学前の児童施設といたしましては、幼稚園が3カ所、認可外保育施設が5カ所、そして事業所内保育所が2カ所ということで、合計10カ所に623名の乳幼児が入園、入所しているわけでありまして、公立、私立合わせますと17施設、児童数は1,289人となっているわけでありまして、この入所の割合でいいますと、市立の保育所が51.7%、民間保育施設が48.3%ということでありまして、公立、民間でほぼ半々で、それぞれ役割分担をしていただきながら各施設が持つ特色を生かして、保護者のニーズに対応した各種サービスを提供して子育て支援をしていただいているというふうに、まず認識をしているわけでありまして。

御質問の指定管理者による保育に関しましてでありますけれども、御案内のとおり市立保育所の指定管理者導入につきましては、民間のノウハウさらには柔軟性、機動性を活用した運営を行い、多様化する保育のニーズに対して効果的にサービスを提供していただくという目的のもとに進めているところであります。平成19年4月にみなみ保育所に指定管理者制度を導入して、今年3月まで3年間を指定期間として実施をしてきたところであります。実施をしてきてどうだったのかと、そういうことが一番基本的な問題であります。導入の効果ということになるかと思いますが、保育所では初めて土曜日の午後の延長保育というものが実施できました。さらには、指定管理者が経営する幼稚園と、このみなみ保育所との運動会などの行事の相互参加というものを通して、子供たちの交流、園外保育活動の輪も広がってきているようでありまして。このことは、昨年7月に全保育所利用の保護者を対象にアンケート調査を実施いたしましたけれども、調査結果からみなみ保育所の評価をみますと、「多様な遊びが取り入れられている」、「園外保育の内容や回数に満足をしている」、「老人クラブ等との地域交流が盛んになっている」、「年齢に応じた社会的ルールが身につくような指導をしている」といった項目について高い評価を得ているというふうに思っております。今申し上げ

ましたように、保護者の方からも好評を得ているわけでありまして、公立保育所と指定管理者制度導入保育所によるなお一層の児童保育サービスの相乗効果も大いに期待できるということから、市といたしましては、みなみ保育所の指定管理者制度を継続するとともに、本年度から新たににしね保育所に指定管理者制度を導入をしたところでありまして、先ほども申しあげましたとおり、寒河江市のあしたを担う子供たちの健やかな成長をはぐくんでいくというためには、子供たちが育ちやすい、そして育てやすい環境をつくっていくということが何よりも重要であります。今後ともさらに質の高い保育サービスを提供していくために民間のノウハウなども十分取り入れながら、また、保育所における指定管理者制度の導入についても導入の検証なども十分に行いながら、子育て支援の一層の充実に努めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、保育所の増設等についての御質問がございましたが、御案内のとおり、近年本市におきましても少子化の影響で児童数は年々減少している傾向があるわけでありまして、共稼ぎ家庭の増加それから核家族化の進展などに伴いまして、低年齢児の保育所入所申し込みが急増しております。その結果、入所児童の年齢構成は数年前と比べて4～5歳児の割合が減少して、1～2歳児の割合が増加しているという状態にあるわけでありまして、こうした状況を踏まえて、待機児童の解消とさらなる乳児保育の需要にこたえていくということが喫緊の課題であるというふうに認識しているところであります。そうした中で、今般2カ所の認可外保育施設の方から、施設整備等を行い認可保育所に移行したいという要望が出されたところであります。需要の多いゼロ歳から2歳までの乳児保育の受け入れを中心とした施設整備の充実という観点から、市としても2施設に対しまして支援を行いニーズにこたえていきたいというふうに考えているところであります。いずれにしても、今後とも官、民挙げて市全体で保育環境の充実、子育て支援に努めてまいりたい、取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、国民健康保険についてお答えを申しあげたいというふうに思います。

御案内のとおり、国民健康保険制度については、疾病や負傷に対する医療給付、出産育児一時金、そして葬祭費などの給付を行って、住民の医療の確保と健康増進に大きく貢献をし、さらには将来に対する安心を提供し、住民生活を支えてきた大変重要な制度であるというふうに認識しているところであります。その制度を安定的に運営し維持していくのは、やはり国の責務であるというふうに考えているところであります。

国民健康保険制度が抱える脆弱な財政基盤という構造的な問題は、医療費の増加や少子高齢化、雇用情勢の変化の中で、これから一層深刻さを増していくということが予想されているわけでありまして、御指摘のとおりであります。こうしたことから、寒河江市におきましても、市町村国保の広域化を図り、県単位で一体的に運営することなどによって、国保財政の基盤強化を図っていくことが必要であるというふうに我々も考えているところであります。このことにつきましては、高額医療費共同事業や保険基盤安定制度、さらには財政支援安定化支援事業などの国保財政基盤強化策の継続実施と一層の充実強化も含めまして、寒河江市としても国・県に対して強く要望を申しあげているところであります。なお、先般、国におきまして国保法等の改正によって国保財政基盤強化策を4年間延長する規定、さらには都道府県が広域化等支援方針を策定できるようにする規定が施行されたところでございまして、今後とも市民が安心していけるような国保制度を構築していくように、国・県に対して引き続き要望をしていきたいというふうに考えているところであります。

次に、国民健康保険法の第44条の規定による一部負担金の減免等についての御質問でございました。規定では、特別の理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対しまして減免等の措置をとることができるというふうにされているわけでありまして。しかしながら、現在までその一部負担金の減免申請はないという状況になっているわけでありまして。申請がなされた場合はどうかということではありますが、これも以前にお答え申しあげましたけれども、法の趣旨に沿いながら個々のケースに応じて具体的かつ詳細に調査・審査をし、総合的に判断すべきものと考えているところであります。御指摘のように、一部市町村では要綱を定めているところもあるようでありましてけれども、寒河江市におきましても何らかの運用方針が必要というふうを考えているところであります。国におきまして実施をいたしました窓口負担未収金モデル事業の結果を踏まえて、今年度中に国から一定の基準が示される予定でありますので、国の動向を注視していきたいというふうと考えているところであります。

次に、国保会計への繰り入れについて御質問がありました。国民健康保険は、加入者が納める保険税そして国・県・市の負担金などによって、病気やけがをしたときの医療費の支払いなどに充てる仕組みとなっているのは御案内のとおりであります。議員からは、一般会計から法定外の繰り入れをして、保険税額の上昇割合を軽減してはどうかという御提案であります。国からの通知では、国保制度の趣旨に沿って適切に運営すべきものということでありまして。国保会計への繰出金については、財政援助的な繰り出しは法定分以外好ましくないというようなことも言われているところであります。市民生活に直結をいたします国保税率の上昇がさらに大きくならないように、これまでも未収、未納金の収納対策、さらにはジェネリック医薬品の利用促進そして疾病予防事業など、医療費の抑制のさまざまな対策を取り組んできたところであります。今後ともこうした対策に引き続き積極的に取り組んで、国民健康保険財政の健全運営に努めていきたいというふうと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

渡邊満夫教育委員長 佐藤議員からは、教育行政に関しまして、一つは就学援助制度、二つ目に私立高等学校の生徒に対する学費の補助、3点目としまして中学校の給食業務についてのお尋ねがございました。順次お答え申し上げます。

まず初めに、就学援助制度についてお答えしたいと思います。この制度は、経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童及び生徒の就学機会の確保を図るため、その保護者に対して学用品等就学に必要な援助を行うものであります。本市における平成22年5月末現在の認定者数の状況を申し上げますと、要保護世帯の児童生徒はおりません。準要保護世帯は小学生151人、中学生68人、合計で219人と相なっております。質問の中で言及されておりますように、市町村が行う就学援助につきましては、平成16年度までは要保護世帯及び準要保護世帯のいずれもが国庫補助の対象でありました。平成17年度に補助金の交付要綱が改正されまして、国庫補助の対象は要保護世帯の児童生徒のみになり、以来準要保護世帯の児童生徒に対する就学援助につきましては、市町村の一般財源で運営されております。その際といたしますか、お尋ねの認定基準、就学援助の申請があった場合の要保護世帯、準要保護世帯の認定基準のことかと思いますが、これにつきましては変更はいたしておりません。

次に、就学援助の内容についてであります。学用品等につきましては、平成16年度の支給額と比較して1割下げしております。また、給食費につきましては、実費の9割支給から7割支給に引き下げたところであります。そして現在に至っております。

次に、就学援助の支給対象範囲の拡大の件について申し上げます。要保護世帯の児童生徒に対します就学援助につきましては、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を支給の対象に加えるとの改正通知をごく最近受けたところでございますけれども、現段階におきましては、ただいま申しあげましたように、本市における要保護世帯の児童生徒はいないわけでございますけれども、この通知を見る限りにおいては、本市の場合、要保護世帯は支給の対象になるかは消極的に解釈せざるを得ない。つまり、支給対象となるには疑義があるというように今のところ検討してあるところでございます。これと関連しまして、準要保護世帯の児童生徒についても、同じように支給の対象に加えるということについてどのように考えておるかという点でございますが、この件についてはいまだ不明なところが多うございまして、とりわけ肝心の財源措置等については何ら明らかではありません。そのようなことから、地方交付税措置など今後の動向を把握しながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、私立学校生徒に対します学費補助についてお答えいたします。本市におきましては、これまで生活保護世帯及び市民税非課税世帯に対しまして年額3万円、市民税所得割額が2万円以下の世帯には年額2万円を支給してきたところであります。御案内のとおり、本年4月から国の公立学校の授業料無償化がスタートいたしました。これにあわせて、私立学校の生徒にも就学支援金が支給されるようになりました。この制度は、私立学校に在学する生徒全員を対象に、ただいまの公立学校の授業料相当額として9,900円を支給することに加え、生活保護世帯や低所得世帯にはさらに支給限度額を加算するというものであります。また、県におきましても、生活保護世帯や低所得世帯には国の就学支援金に上乘せをして助成することとなっております。この結果でございますけれ

ども、生活保護世帯には国・県合わせまして月額2万5,900円、市民税非課税世帯には月額2万4,750円、市民税所得割額2万円以下の世帯には2万4,750円から1万9,800円、逆に言うべきだったでしょうか、が支給されることになりまして、私立高校生徒への支援はこれまでもなく充実したものになっております。本市の私立高校生徒に対します学費補助につきましては、これまで保護者の負担の軽減という点につきましては一定の役割を果たしてきたものというふうに認識しております。しかしながら、ただいま申しあげましたように国や県の制度が従来水準を超えて格段に充実したことから、本市の補助事業につきましては廃止することとし、今年度の予算には計上しなかったところであります。本市といたしましては、このたびの国の就学支援金など新たな制度設計に基づく支援の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

次に、中学校給食の業務委託に関しましてお答えいたします。中学校給食につきましては、民設民営の方式によりまして、平成23年4月からの実施に向けて鋭意準備を進めておるところであります。現在、プロポーザル方式によりまして委託事業者の選定を進めております。

まず初めに、プロポーザル方式にした理由についてお答えを申しあげます。普通地方公共団体が契約を締結する際は、一般的には競争入札の方式がとられ、最も安い見積額を提示した者が契約の相手方として選ばれます。しかしながら、専門性や特殊な技術、ノウハウが必要なもの、求められるような業務等の場合は、単に価格の安さだけでは発注者側が期待した成果が得られないこともございます。このような場合の契約手続の一つとしてプロポーザル方式がございます。この方式は随意契約の一種ではありますが、応募資格や業務内容等、あらかじめ公表して受託希望者を公募し、業務遂行に関する企画提案書などの提出を求め、それを審査し、最も望ましい提案を行った事業者を契約の相手方として選定するものであります。現在本市が準備を進めております民設民営方式による中学校給食業務につきましては、調理業務に加え、配送業務、さらにはこれらの業務を遂行するために必要な施設・設備の整備も含まれております。このため、業務委託契約の締結に際しましては、国が示しております「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守し、本市の次代を担う子供たち約1,400人分の安全・安心な給食を、確実に安定して提供できる能力のある事業者を選定する必要があります。仮に競争入札を行い、価格の安さだけで受託を選定した場合、先ほど申しあげましたような衛生管理基準を守れない事業者が選定されるおそれも出てまいります。また、過去の実績等に基づきまして、特定の事業者を指定して随意契約を締結する方法もありますけれども、公平性の観点から課題があります。このため、プロポーザル方式による受託希望者を公募し、学校給食に対する基本的な考え方、業務遂行にかかわる管理運営体制、調理場施設・設備の整備計画、給食業務に関する実施に関する要領、配送車両及び配送従事者の配置と業務体制などに関する提案書の提出を求め、それを審査し、応募した事業者の中から中学校給食業務を安全・確実に遂行できる事業者を公平・公正に選定しようとするものであります。長くなりましたが、以上がプロポーザル方式を採用した理由でございます。

次に、受託者募集に1件しか応募がなかった理由をどのように考えているかという御質問にお答えいたします。ただいま申しあげましたように、学校給食は特に衛生管理面においてハードルを高く設定されております。このことは、新しい給食センターを整備するという観点から、安全・安心できる給食を実施するためには欠かすことのできないものであります。また、市内に本社がある法人であって、市内に調理施設を新築、増築または改修などの方法により整備し、1日約1,400食の

調理を配送できることという要件を設定したわけでございますけれども、これは、実施方式を検討する段階で、公設によります、要するに市によります1,400食規模の給食センター方式との比較において、それと同様あるいは同程度に遜色なく中学校給食を実施できるようにするため、条件を設定したわけであります。また、市内の事業者とすることで、地域全体で次代を担う子供たちを育成するという本市の教育理念を具現化するとともに、食育や地産地消の推進、地元企業の育成及び雇用の創出による地域経済の活性化という効果も考えられるからであります。可能性ありとしていた事業者からは説明会に参加していただきましたが、応募意思の表明の段階におきまして、応募要件等を勘案した結果、事業者の総合的な判断により最終的に応募件数が1件のみということになったものではないかと考えております。教育委員会といたしましては、本市が目指すところの中学校給食を実現するために、ただいま申しあげましたような要件を設定したところでありますが、結果としてこのように応募が1件のみとなったことにつきましては、これを事実と受けとめながら、当市の方針どおり実施要領に従い選定手続を進めているところであります。

次に、応募が1件だけなので、その事業者と契約せざるを得なくなるのではないかと、また、競争する相手がないことによる弊害はないのかという御質問、御指摘がございました。このことについてお答えを申しあげます。

このたびのプロポーザルにおきましては、委託事業者の選定を公平・公正に行うために、学識経験者、専門家、保護者代表、学校関係者などによって組織する「寒河江市中学校給食業務委託事業者選定審査会」を設置したところであります。委託事業者として選定するかどうかは、あくまでもこの選定審査会においてプレゼンテーションあるいはヒアリングを行いながら、提案書の内容を十分に審査していただいた上で最終的に決定をするわけであります。また、契約に当たりましては、本市が求める要件を十分チェックいたしますし、契約後においても、発注者として業務遂行の状況を常に把握し、必要な場合につきましては改善を求めていく考えであります。このようなことでありますので、議員御指摘のようなことが生じないよう十分に対応できるものであるというふうに考えておりますし、積極的に申しますと対応してまいりたいというふうに考えております。

最後の御質問になりますが、募集範囲を山形、天童周辺まで広げ、複数事業者が応募できる条件を整え再募集する考えはないかという御質問にお答え申しあげます。

ただいまるる申しあげてきましたように、今回のプロポーザル方式によりまして、本市が目指す中学校給食を実施することが十分に可能であるというふうに考えております。教育委員会といたしましては、これまでの方針どおり、現在の委託事業者の選定手続を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 大変丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。残り時間が少なくなっていましたので、要点をとらえて質問させていただきたいと思います。

指定管理者の委託をすべきでないかと申しあげたのは、この制度によって国や自治体の責任がなくなってしまうのではないかと、それが民間の方にもう移されてしまうのではないかとというふうな心配が一つあります。それから、もう一つは保育労働者の人件費の水準を低下させてしまうのではないかとというようなことも心配されます。と言いますのは、委託を受けた側は国の基準どおりの計算をして、寒河江市の方では委託をするわけですけれども、人件費などについては、どれくらい払うかというのはその委託を受けた側の裁量であって、それがどれくらいの人件費が支払われているのかということはわからないわけですね。それを調べることも寒河江市ではできないというふうなことがあったわけです。ですから、どうしても人件費が高くなる年功者といいますか、経験を積んだ保育士さんというのはだんだんと少なくなって、若い経験の浅い保育士さんが大勢雇われるというふうなことに繋がっていくのではないかと。そのことは、経験を積んだ保育士さんであればいろいろなことに対応できる能力を持っていると、今、経済的にも困難な社会情勢の中で、さまざまな事情を抱えた子供たちがたくさん入ってくるわけですね。そういう子供さんたちを家族ごと支援をするといいますか、心配をして面倒を見てあげる、それが公立保育所の役目だというふうに思うんですけれども、そういう経験が若い方に伝わっていかなくなるという心配があると私は考えているんです。そういう一つの心配もあります。ですから、そういうことを民間に委託をしてしまうということは、寒河江市、本来自治体が果たすべき役割がどんどん責任が薄れてしまって、民間の方に移されてしまうのではないかとこの心配があるわけです。そういうことから、私はこれ以上の指定管理者制度に移すべきではないのではないかとこのことを申しあげたわけです。そのことに対して市長はどのように考えていらっしゃるか、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、国民健康保険医療費の一部負担金の減免制度についてですが、申請がないと市長はおっしゃいました。そもそも申請がないはずですが、こういう制度があることを市民は知らないんです。ですから、まずはこの制度の実施要綱、そういうものをまず寒河江がつくって、そしてこういう制度があるのだということを知らせていくという必要があると思います。そういう誠実さが必要ではないかなというふうに思いますが、市長いかがお考えになるか伺います。

それから、就学援助についてであります。国の財政負担がなくなって、非常に大変になっているということはよくわかります。でも、準要保護の児童生徒さんというのは、要保護との基準、境がつかないほどに生活には大変困っている方が多いわけですね。どの方が要保護に当たり、どの方が準要保護になるかというふうな境というのは非常に難しいことだというふうに思います。ですから、要保護の生徒さんと同じような支援が必要ではないかというふうに私は思っているところです。

参議院のホームページに出ていたんですけれども、国の補助金が打ち切られて準要保護生徒の状況がどうなっているのかということ調査した資料があったんですけれども、今生活が困難な中で、準要保護に当たる児童生徒がふえていると。しかしながら、国からの補助がなくなったために、自治体での準要保護に該当する子供たちの数が少なくなっているということなんですね。ですけれども、やっぱりこういうことであってはいけないというふうに思うわけです。そして、この最後に結

果のまとめとして述べていることが、ヘックマン教授というアメリカの学者の言葉なんですけれども、低年齢児の人的資源は、その後の人的資本蓄積や進学率、賃金率に大きな影響を与えていることが、アメリカのデータによって確認されていると。日本でも同様の状況が成立しているのであれば、就学援助によって教育の機会を保障することは、単にその時点における経済格差の縮小効果だけではなくて、より効果的な人的資本の蓄積に寄与する可能性があるというふうなことを述べているわけです。これはやっぱり米百俵の例えがあるように、やはり一時的な財政の支援という効果だけではなくて、将来の人間を育てる、そういう大切な仕事につながっているというふうに言われています。そういうこともお考えいただきながら、ぜひ準要保護への支援も御検討いただきたいというふうに思います。

それでは、まず2問として市長にお考えをお聞きしたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 時間がありませんので、簡潔にお答えをしたいと思います。保育所の指定管理者の中で、やっぱりこれまでの長い歴史の中で、市立保育所の保育にかけるノウハウというものも大変やっぱり貴重なものだと思いますし、それは重要に考えていかなければなりませんし、また指定管理者を受けた施設についても、そういうノウハウというものを蓄積がないのであれば、やっぱりお互いに情報提供しながら、さらに子育て支援に対してよりよい保育の方法というものを連携しながらしていく必要があるというふうに思います。お互い、先ほども申しあげましたけれども、それぞれの相乗効果というものを大いに期待していきたいというふうに思いますし、何らかのそういった連携できるような機会というものを設けていって、研修あるいは情報交換に努めていきたいというふうに思っているところであります。

それから、国民健康保険の減免についても、やはり庄内町での事例もありますし、先ほども申しあげましたけれども、国の方でやっぱり一定の基準を示すということもありますから、その辺の動向を見ながらしていかなければなりませんし、ある程度いろいろな機会を通じて、そういう制度としてあるんだということについても、やっぱり多くの市民の皆さんに周知を図っていく必要があるというふうに認識しているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

渡邊満夫教育委員長 要保護世帯と準要保護世帯についての学費補助についての第2問でございますけれども、本市におきましては、要保護世帯、準要保護世帯、これは同じ要綱で同一に扱ってあるところでありますし、そういう意味では、準要保護世帯がここから外れて一般財源化された中にあってはかなり大きな市なりの努力をしてきたのではないかと、私から言うのもあれですけれども、そんなふうに思っているところであります。このたびの準要保護世帯の取り扱いにつきましては、今までの流れもあるところでございますし、ただ、一般財源化というふうな中で、その措置について正直申しあげまして今のところ皆目わからないということでもありますので、第1問でお答えしましたように、国の動向など、その地方交付税措置等の一般財源の中身すら、あるいは内容というようなものを十分見きわめたいというふうに思っておりますので、御理解賜ればというふうに思います。

高橋勝文議長 佐藤議員。残り3分45秒です。

佐藤暘子議員 今、教育委員長からの御答弁の中で、財源措置については一向わからないというふうな御答弁がありましたけれども、私どもの入手した資料によりますと、国は交付税措置をするというふうなことをいっているということがありましたので、ぜひそういう点では交付税措置が確定した場合にはお考えいただきたい、実施していただきたいというふうに思います。

それから、保育所の件につきまして市長からいろいろと答弁ありましたけれども、乳児保育所が今年度からまた多くなるというふうなことがありましたけれども、地域的に非常に偏っているのではないかなというふうに思うんです。中心部から外れたところにその施設があるということがありますし、やっぱり人口が集中する中心部にその乳児保育所、低年齢児の保育所というものも配置する必要があるのではないかなというふうなことを思うわけです。それで、保育所自体がもう老朽化しておりますので、保育所の建設などの計画も立てていただきながら、乳児保育所の中心部への増設、新築といいますか設置というものもぜひ考えていただきたいというふうにお願いをいたしまして、第3問といたします。御答弁ありましたらよろしく申し上げます。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 大変いろいろ御質問をいただきましたけれども、いろいろな子供、保育に関する施設の整備初め、保育環境、子育て環境を整備していくということは、大変我々にとって非常に大きな命題でありますので、いろいろ佐藤議員初め各議員の皆様、そして地域の皆様のいろいろなお声を反映させていただいて、聞いた上で適切に対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

散 会 午後0時05分

高橋勝文議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。